## 物品購入等契約に係る取引停止措置等の公表

## 取引停止措置業者一覧

「国立大学法人浜松医科大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項」により、取引停止措置を行った業者は次のとおりです。

	取引停止措置業者名	所在地	取引停止期間	取引停止理由
1	株式会社ニチイ学館 代表取締役社長 森 信介	東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地	令和5年4月27日(木)から 令和5年6月26日(月)まで	愛知県又は岐阜県に所在する 病院が発注する医事業務の入 札等において,独占禁止法第 3条(不当な取引制限の禁止) の規定に違反する行為を行っ ていたとして,公正取引委員 会から,令和4年10月17日に 違反事実の認定を受けた。 このことが、「国立大学法人浜 松医科大学物品購入等契約 に係る取引停止等の取扱要 項」第3条 別表6に基づき、本 学の契約相手方として不適 であると認められるため。
2	アルフレッサ株式会社 代表取締役社長 福神 雄介	東京都千代田区内神田1丁 目12番1号	令和5年4月27日(木)から 令和5年6月26日(月)まで	独立行政法人「国立病院機構」が発注する医薬品の入札において、独占禁止法第3条 (不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員違反事実の認定を受けた。このことが、「国立大学法人浜松医科大学物品購入取扱要項」第3条別表6に上て不適当であるとアノフレッサ株式会社においては、令和2年12月中に1か月の取引停止措置を項第4条2項に該当することから、取引停止期間の短期間の短期間の短点といる。以表に定める関係は対しては、第1条1に対り、本学取引停止措置を項第4条2項に該当することから、取引停止期間の短期にあり、本学の名とから、取引停止期間の短期にあり、本学取引停止措置を項第4条2項に該当することから、取引停止期間の短期の短期の2倍である2ヶ月間とした。